

## おおい町スポーツ選手報奨金交付要綱

平成18年7月20日  
教育委員会告示第24号

改正 平成20年4月1日教委告示第10号  
平成26年4月1日教委告示第27号  
平成30年3月23日教委告示第33号  
令和4年3月24日教委告示第5-1号

### (目的)

第1条 この告示は、全国大会等の各種スポーツ大会に出場する選手の栄誉を称え、また、町民の体位向上とスポーツ精神の高揚を図るため、予算の範囲内で報奨金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象の大会)

第2条 報奨金の交付対象となる全国大会等の各種スポーツ大会は次のとおりとする。

- (1) ブロック大会 文部科学省、日本スポーツ協会及び、日本スポーツ協会加盟団体が積極的に関与（主催・主管・後援）する大会で、都道府県大会等の予選を経て出場する大会又は、都道府県スポーツ協会若しくはその加盟団体の選考、推薦を得て出場する大会
- (2) 全国大会 文部科学省、日本スポーツ協会及び、日本スポーツ協会加盟団体が積極的に関与（主催・主管・後援）する大会で、都道府県大会等の予選を経て出場する大会又は、都道府県スポーツ協会若しくはその加盟団体の選考、推薦を得て出場する大会
- (3) 国際大会 主催者がオリンピック競技大会組織委員会又は国際的競技団体であり、参加する選手の選考を世界各国又は各地域で実施する大会
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が特に報奨金の交付が適当と認める大会（交付対象者等）

第3条 報奨金の交付対象者等は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人 町内に住所を有する者（ただし、学生の場合、本町出身でかつ家族が町内に在住している者を含む。）
  - (2) 団体 町内に本拠地を置き、町内に住所を有する者で構成されている団体（ただし、ここでいう「団体」とはチームスポーツ形式の競技を行う団体という。）
- 2 前項に規定する者が未成年であるときは、その保護者を交付対象者とする。
  - 3 第1項第2号に該当する者は、同項第1号と兼ねることがないものとする。

### (交付額)

第4条 報奨金の交付金額は、次のとおりとする。

対象	大会	金額
個人	ブロック大会	5,000円
個人	全国大会	10,000円
個人	国際大会	50,000円
団体	ブロック大会	100,000円
団体	全国大会	100,000円
団体	国際大会	100,000円

(備考)

1 町長は、次の各号のいずれかに該当し、特に必要と認められるものに限り、大会開催の2週間前までに申請があった場合は、大会出場広報物を設置することができる。

- (1) 全国大会に出場する個人（ただし、学生に限る。）
- (2) 国際大会に出場する個人
- (3) ブロック大会、全国大会に出場する団体（ただし、学生に限る。）
- (4) 国際大会に出場する団体

(交付申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする選手又は団体代表者等は、特別な理由がある場合を除き、各種スポーツ大会出場の1ヵ月前から大会出場後1ヵ月以内に報奨金交付申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 町長は、虚偽その他不正な方法により前条の交付決定を受けたことが明らかとなった場合、又は前条の交付決定を受けた後、選手の故意又は重大な過失により対象スポーツ大会に出場しなかった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(報奨金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取消した場合は、期限を定めて交付した報奨金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第9条 報奨金の交付を受けた者は、出場した対象スポーツ大会での成績等について、報奨金交付スポーツ大会出場実績報告書（様式第2号）により町長に報告しなければならない。

(交付回数)

第10条 報奨金の交付は、同一の対象スポーツ大会につき1回とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月20日から施行し、平成18年4月1日以降に開催される大会から適用する。

附 則 (平成20年4月1日教委告示第10号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日教委告示第27号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日教委告示第33号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日教委告示第5-1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

## おおい町スポーツ大会出場者報奨金交付申請書

年 月 日

おおい町長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

（連絡先氏名・電話番号）

次の大会について出場が決定しましたので、報奨金の交付を申請します。

出場大会	
大会期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
大会会場	
出場日	年 月 日 から
出場者氏名	合計 名
交付申請額	金 円
算出の基礎	@ 円 × 人

※添付書類 ・ 出場大会要項

- ・ 予選会での実績が判明するもの（地区大会成績表等）又は推薦状の写し
- ・ 出場大会参加を証明できるもの（出場大会参加申込書の写し等）

ホームページ・広報誌掲載による紹介	激励横断幕の設置
可 ・ 否	可 ・ 否

様式第2号（第9条関係）

## おおい町報奨金交付スポーツ大会出場実績報告書

年 月 日

おおい町長 様

報告者 住 所

団 体 名

代表者名

(連絡先氏名・電話番号 )

出場大会	
出場種目	
大会期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
大会会場	
出場者氏名	
出場報告 (成績等)	

※添付書類

・ 出場結果記録